

議第 87 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称

三島市民体育館、三島市錦田グラウンド、三島市文教テニスコート、三島市北上グラウンド、三島市南二日町人工芝グラウンド、長伏グラウンド A、長伏グラウンド B、長伏グラウンド C、三島市民温水プール、長伏プール、上岩崎プール

2 指定管理者となる団体

シンコー・アズビル・三島体協グループ

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日

平成 30 年 11 月 20 日提出

三島市長 豊岡 武士